

バイオ燃料混合油を運送する場合の油排出監視制御装置に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

バイオ燃料混合油を運送する場合の油排出監視制御装置に関する事項

改正理由

近年、バイオ燃料混合油の運送が増加する中、当該物質が MARPOL 条約上、油あるいは有害液体物質のどちらに分類されるのか明確でなかったことから、IMO において議論が行われ、2011 年 7 月に開催された IMO 第 62 回海洋環境保護委員会（MEPC62）において、混合される油の濃度が 75%以上のバイオ燃料混合油を MARPOL 条約附属書 I の油として分類することを明確にするための指針が承認され、MEPC.1/Circ.761 として回章された。

これに関連して、油排出監視制御装置の性能基準を定めている決議 MEPC.108(49)の見直しが行われ、油の濃度が 75%以上のバイオ燃料混合油を運送する場合の油排出監視制御装置の性能基準を追加する改正が、2013 年 5 月に開催された IMO 第 65 回海洋環境保護委員会（MEPC65）において決議 MEPC.240(65)として採択された。

今般、決議 MEPC.240(65)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

バイオ燃料混合油を運送する場合の油排出監視制御装置の性能基準を追加した決議を参照する旨関連規定を改めた。